

京都市立病院事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榎本 頼兼

京都市規則第232号

京都市立病院事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市立病院事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(組織)

第1条 京都市立病院（以下「病院」という。）に次の局，科，センター及び課を置く。

事務局

管理課

医事課

診療科

臨床検査科

栄養科

薬剤科

放射線技術科

看護科

健診センター

第2条第1項中「係長 6人」を削り，同条第2項各号列記以外の部分中「ほか」の右に「，管理課に管理係長，施設係長及び経理係長」を，「いう。）」の右に「，栄養科に事務係長及び業務係長」を加える。

第3条第3項中「，係長」を削り，同条第5項中「担当課長補佐」の右に「，係長」を加える。

第4条第9項中「保健師系の事務については総看護師長補佐又は保健師係長が、その他の事務については」を削る。

第5条医事課の項第6号を同項第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 患者の退院後の療養指導に関する事。

第5条医事課の項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 地域の医療機関との連携に関する事。

第5条看護科の項第3号を削る。

第6条中「係の分掌する事務の概目並びに」を削り、「担当課長補佐」の右に「係長」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)